

「地方自治と子ども施策」

全国自治体シンポジウム 2007 報告書

開催日： 2007年10月26日～27日

会場： 愛知県高浜市中央公民館

内容：

<10月26日(金)>

13:30～16:45 全体会 シンポジウム

テーマ：現代の子ども支援と相談・救済活動

シンポジスト：

子どもの権利擁護と子ども支援 ～いじめ問題を中心に～

中谷 茂一（埼玉県子どもの権利擁護委員会 聖学院大学）

子どもの居場所づくりと相談・救済

西野 博之（川崎市子ども夢パーク フリースペースえん）

児童相談所における「児童虐待」対応と子ども支援

川松 亮（東京都北児童相談所）

子どもの安心・救済と自己肯定感

内田 塔子（子どもの権利条約総合研究所 東洋大学）

コーディネーター：

吉田 恒雄（駿河台大学） 半田勝久（東京成徳大学）

<感想>

それぞれの立場から子どもの実態と必要な施策などについて発表があった。

まず必要な施策として子どもの受け入れ態勢の充実が上げられる。それは

1. 相談窓口のあり方

いじめ・虐待なども表面に出てきているものについては対応が可能。しかし、問題は事態が表面に出てくるときにはすでに子どもが精神的・肉体的に大きなダメージを受けている場合が多い。従って、表面化する以前に子どもが自ら気軽に相談できる窓口が必要。川崎市ではそのために子ども夢パークを設立し、禁止事項を出来るだけでなくした自由な場所で、過干渉にならない大人との絆を構築することで、相手を信頼した相談が出来る場所を作っている。

2. 救済方法

いじめ・虐待を含め、子どもの権利が侵害されていると認められた場合に、誰がどのような形で救済すべきかということ、子どもも含めて行政と一緒に考えることが必要。子どもは相談すること、大人が介入することによって、更に事態が悪化することを恐れている場合が多く、その懸念を取り除く必要があるため、子どもの意見を聞くことは重要である。

3. 子どもの自尊感情を育成する

統計では日本の子どもは自尊感情が低いという結果が出ている。親や友人・地域の中で自分が大切にされている、必要とされているという実感を得る事が少ないことがその原因と考えられる。虐待されている子どもの多くは親に虐待された事実を他人に伝えることが少ない。それは「自分が悪いから」という感情に支配される為だと考えられている。子どもは親から食事・睡眠・休息の場所を与えられる権利があるのだということを子ども自身が知っていることが必要であり、その権利が侵害された場合には、救済されることを知っておかなくてはならない。個人の家庭において、行政を始め他人が干渉することは非常に困難である為、まず子ども自身に子どもであるが故の権利を周知する必要がある。その事について行政や教育現場が係わる必要がある。

17:00～18:00 特別講演 韓国の子ども施策の評価と子ども支援

金 勝権氏（韓国保険社会研究院社会政策研究本部長）

韓国では子どもの権利モニタリングセンターが設置され、そこで子どもの権利の視点にたった子ども施策の評価・検証が行われている。韓国も国連から勧告を受けており、子どもの権利を守る為の施策が始まった。しかし、まだ試行錯誤の段階であり、今回は日本の状況の視察を兼ねて来日。韓国で現在行われている自治体施策について、子ども達から意見を徴集し評価・検証を行っている。

<10月27日（土）>

10:00～15:00 分科会

- 第一分科会 子どもの相談・救済
- 第二分科会 子どもの居場所づくり
- 第三分科会 子どもとともに学ぶ子供参加支援
- 第四分科会 子ども条例の制定・実施
- 第五分科会 子ども計画の実施と新しい課題

第四分科会

報告：

- 日進市（仮称）子どもの権利条例 栗田 一彦（日進市生涯支援部児童課）
- 総合的な豊田市子ども条例の制定 都築和夫（豊田市子ども部次世代育成課）
- 名張市子ども条例の実施とその課題 大西哲（名張市健康福祉部子育て支援室）
- 名古屋市子ども条例の制定中 海野稔博（名古屋市子ども青少年局未来部子ども未来課）
- 志免町子どもの権利条例施行後の動き 中山孝一（志免町子育て支援課）

コーディネーター：

- 荒牧 重人（山梨学院大学）
- 野村武司（独協大学）

<感想>

自治体が子どもについての施策を行う際、子どもの権利を明記した条例制定は不可欠である。この理由として自治体の法律である条例に添って施策が行われる為、条例を抜きにしては、ポリシーの無い単発的な施策に終わる可能性が高い。条例によって、自治体は子どもはどのように社会から守られ、社会に参加すべきかという姿勢を明確にし、それに基づいた施策を展開する必要がある。私渡辺美穂は公約として議員発議による子どもの為の条例制定を目指していたが、これまで様々な条例を見ていく中で疑問が生じてきていた。今回の報告の中で議員発議による条例を制定した自治体があったが、これからこの子ども条例をどのように周知していくかが課題だという発表を聞いて、この条例については議員発議では行わないほうが子どもの為であるという結論に達した。その理由は、子ども条例が子ども達を守る為のものであるためには、子ども自身が自分たちにどのような権利あるのか、それを適正に運用する為にはどのような方法があるのかを自ら考えることによって、より子ども達のものになるという考えに至ったからである。条例が子ども達のものであることが条例制定の大きな目的の一つだということを私たち自身が考えなければならない。

条例制定後、子ども達が作った条例であれば、子ども達自らが率先して条例周知に務めていく。そして行政はそのフォローを行うことが、大切だと実感した。

高浜市では市で子どもの権利宣言を行い、子ども議会や子ども達の自主的な周知活動を助ける為絵本を発行するなど、努力している。



報告者

渡辺 美穂